

エコアクション21の運営に関する検討委員会（第1回）

議事要旨

1. 開催日時 平成28年6月22日（水）14:00～16:10

2. 開催場所 環境省 第9会議室

3. 出席委員

（委員）

白石 順一 委員長、佐藤 泉 委員、空岡 正英 委員、竹ヶ原 啓介 委員、
古田 清人 委員、岸上 恵子 委員（和貝委員代理）

（オブザーバー）

一般財団法人持続性推進機構 安井至氏、森下 研氏

（環境省）

総合環境政策局環境経済課 奥山課長、齋藤課長補佐、永宮環境専門調査員

4. 議事

1 開会

2 議題

（1）事業の実施状況（報告）

- 平成27年度エコアクション21認証・登録制度 事業報告
- 平成28年度エコアクション21認証・登録制度 事業計画

（2）制度運営に関する事項（報告）

- エコアクション21ガイドライン改訂の検討状況について
- 平成28年度エコアクション21ガイドライン改訂に関する実施計画

（3）その他

- バリューチェーン向けエコアクション21普及パンフレットの紹介
- エコアクション21 CO2削減(Eco-CRIP)補助事業の紹介

3 閉会

5. 議事要旨

- 会議は非公開で行われた。

■ 議題（1）について

- ・エコアクション21中央事務局より、エコアクション21認証・登録制度に関する昨年度の実施状況及び本年度計画について、配布された資料を基に報告され、了承された。

（説明を受け委員からの主な意見）

- 今年度は前年度と比べて、認証登録事業者数が136件の増加となったということですが、増加した業種に何か特徴はありますか。
 - 今までと同様に、現生利益のある建設業や産業廃棄物処理業が多いです。ただ、並行して実施したEco-CRIP事業には、かなり幅広い業種の事業者に参加いただいたこともあり、建設業以外の業種についても掘り起こすことができたと感じています。
- 国土交通省関係では、グリーン経営認証というものがあるが、相互認証など制度的に取り込むことはできないですか。
 - エコドライブに関する事業など連携できるかどうかを検討することから始めたいと思います。
- 認証登録事業者へ有償で提供する「EA21ステッカー」について、不正利用等の管理が難しいと思いますが、どのような具体策を考えているのでしょうか。
 - ステッカー本体に、認証登録番号、認証番号が入る形で1社ごとに異なっており共通のステッカーはありません。番号が全部入っていますので、どの事業者が不正利用しているのか、架空の認証番号でないか等を判断できるようになっています。また、認証を返上した事業者の一覧表を地域事務局と共有することもこれから検討していこうと考えています。
- 認証返上や更新しなかった事業者には、ホームページや名刺などにマークを使わないようにという警告書は出していますか。警告書を出していても、改めない場合には商標法違反になると思います。
 - 警告書は出しており、現状では、一旦警告したところで使用をやめている事業者が多いです。
- 改訂後の新しいガイドラインでは、認証番号等は変わらないのですか。
 - もう判をつくって名刺とかに利用している事業者が多いので、認証番号を変えることは影響が大きく難しいです。ISO14001のように何年版のISO認証であるかがわかるように、認証・登録証のデザインを変えるかについては、まだ検討していません。番号は変わらなくても認証・登録証自体に有効期限が入っているので、何が一番いい作であるかも含めてこれから検討していきたいと考えています。

○ 決算書は、予算実績対比で作成し説明したほうが、委員にも理解しやすいと感じましたが、決算書の実績と収支予算書は2年連記で表記することは可能でしょうか。

→ 来年度以降、ご指摘のように作成するよう検討します。

○ 認証返上事業者について、返上している主な理由というのは、やっぱり「コストが高い」や「メリットが感じられない」などでしょうか。

→ 下記のような理由が挙げられます。①非JAB認定機関である外資系のISO審査登録機関に対して、コスト面では勝てない。②担当者一人で仕組みを回していて、組織全体の活動が管理できていないため、その人材が欠けた時や多忙な時などに運用できなくなる。③紙、ごみ、電気の活動のみで行き詰ってしまい、メリットを感じられない。現生利益を強調して認証登録事業者数を増やしていくのではなく、②や③等の事業者のメリットを強調していくことで、返上事業者を減らす努力をしていきたいと思えます。

○ 最終的には事業者の支援を行う審査人の力量に関わってくると思えますが、一番大事な力量というのは何でしょうか。

→ 技量ではなく、いかに人間的魅力のある審査人になるかという一番難しいことだと思います。

■議題2について

- ・ エコアクション21認証・登録制度の運営に関する事項として、エコアクション21ガイドラインの改訂の話が先ほども出ておりましたけど、その改訂の状況と、それから今年度の実施計画について報告され、了承された。

(説明を受けての委員からの主な意見)

○ 「審査人」という名称を「支援・審査員」と変更する案が記載されているが、「支援」等単語では身内の感じに思われるが、独立性とかはどのように担保していますか。

→ 審査という機能はもちろんあるが、審査の過程で事業者へ提供する助言的機能が一番重要であると考え、このような名称変更案が出ています。昨年度作成した骨子案にて公開している事項であるので、このような表現が受け入れられるのかも含めて、様々な人のご意見を参考に検討していきます。

○ 今後作成する細則と、ポストガイドライン2章に書かれている要求事項の関連は、どのように関係づける予定ですか。

→ 中央事務局の作成する細則は、ガイドラインと紐付けする関係です。ポストガイドラインの第2章では、各実施主体の役割、要件、権限、責任を明確にするとともに、中央事務局のできる権限、責任、移譲できる権限等も明記したいと考えています。

- ガイドラインの改訂案をパブコメにかけるということですが、本検討委員会として委員の意見を集約する機会を設ける予定はありますか。
- パブコメの意見を集約した段階で、ガイドライン改訂作業部会から本検討委員への意見徴収を行う会を開催することを検討していきたいと思います。

■議題3について

- ・ バリューチェーン向けエコアクション21普及促進パンフレットの紹介と、平成28年度事業であるEco-CRIP補助事業について紹介された。
- Eco-CRIPの支援相談人はエコアクション21の審査人とは別の資格でしょうか。
- 審査人の中で試験を別途実施し、省エネや投資回収期間等についてもしっかりと指導ができることを確認できた人を認定しています。
- Eco-CRIPの支援相談人とエコアクション21の支援・審査員の違いはなんですか。
- 支援相談人がEco-CRIPの5回の訪問支援を実施した場合には、その事業者のエコアクション21の審査を行うことはできません。また、エコアクション21の支援・審査人の資格を取得しても、自分がコンサルティングを行った事業者や自分の関連企業の審査を担当することはできません。あくまでも審査の場における支援、指導しかできないということです。さらに、4回同じ事業者の審査を行ったら5回目以降は同じ事業者の審査を担当できないなど、審査の独立性を審査人倫理規定で厳しく縛っています。

以上